

師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』

(岩波新書 2013年12月刊) を読む

下山 房雄 (かながわ総研元理事長)

日本の首都=東京の知事に4選され、うち3回は300万票前後の大量得票を得た石原慎太郎が、国政への転身を図った2012年10月の知事辞任。その直前に行ったのが、中国を領土問題で挑発し日中関係悪化の火を点けた尖閣諸島=都有地化の都政(?!?)展開であった。女性、障害者、外国人などのマイノリティー差別を反復公言してきた極右思想の石原知事が推進した2016年東京オリンピック構想実現の旗振りは、私にはブラック・ユーモアとまで想われることであった。同じ東京で「朝鮮人殺せ!」と叫ぶヘイト・スピーチ・デモが実践される状況下に「人間の尊厳保持に重きを置く、平和な社会を推進する」ことを憲章で謳うオリンピックが行われる風景を脳裏に浮かべたのである。石原は国政の一層の極右化に期して、2016東京・オリンピックでは、1936ベルリン・オリンピックのヒトラーの位置に自身を登らせようとしたのか。因みに彼は「なれたらアドルフ・ヒトラーになりたいね」との発言もしている(『論座』01年5月号)。

米日両軍の軍事演習がドカンドカンと大地を傷つけている現状無視のまでの富士山世界遺産指定も、私の感覚ではブラック・ユーモアだ。しかし富士山世界遺産も上述の東京オリンピックもマスコミでは朗報としてヨイショされる傾向だった。そういう風潮のもとで、相模國分寺跡の傍らにある海老名市立の小博物館=温故館で企画展示「災害を語り継ぐ~海老名市域に起きた自然災害~」を観る機会があり、そこで1923年9月1日関東大震災の折の朝鮮人殺戮のさまを改めて私は想起することとなった。「混乱の中、朝鮮人の暴動という悪質なデマ」の説明に対応する展示として「鶴岡日報号外 9月3日午後10時発行」などがあり、その紙面には「不逞鮮人等▼水道に毒を流す▼栃木方面の安全地帯に入込む 連日の奮闘に身体綿の如く疲労しきった軍隊兵士の油断を見すまし不逞鮮人の一味約七百名手に手に凶器若しくは爆裂弾を持って・・・」といったデマ宣伝が書かれている。ついで2~4日の首都圏への戒厳令発令が説明されているが、内務省発の関連警報自体が「震災を利用し、朝鮮人は各地に放火し、不逞の目的を遂行せんとし、現に東京市内に於いて爆弾を所持し、石油を注ぎて放火するものあり」といったデマを含むもので、民衆の狂気は官公高所から始動誘導されたものであるとの説明は無い。そのように展示説明の裏にある史実を想う私は、説明にある「5日には住民の動揺から不測の事態を警戒して軍隊が配備され、行き過ぎた自警団活動は停止されました。しかし民間人による外来者への尋問や暴力行為などは後を絶たなかつたようです。」の表現で、私がいま住むこの海老名近辺でも大量虐殺は無かったであろうが、殺戮自体はやはりあったのではないかと考えないわけにはいかなかった。

そういう心晴れない境地のところに届いたのが標記の本書『ヘイト・スピーチとは何か』であった。著者のお父さまが私の知人である関係で、その知人から献本された本書は、私に大変役立った。以下に紹介する次第だ。

本書著者は人権派かつ学究派である女性弁護士。02年9月の日朝会談で朝鮮政府が拉致を認めた以降の半年に、在日朝鮮人の子供に「死ね」「皆殺し」と暴言を浴びせるヘイト・スピ

ーチが約 750 件、チマ・チョゴリを切ったり階段から突き落とすなどの犯罪的暴力行為=ヘイト・クライムが約 250 件、起きるという状況になり、著者は「怒りと申し訳なさとで居ても立ってもいられ」ず（vi 頁）問題に取り組んだ。その後、日弁連の留学制度を利用するなどして、アメリカやイギリスの三つの大学に留学、現代世界近代史レベルで問題所在と法的対策を研究して本書に結実させた。

本書では、マイノリティーに対する差別的扇動のヘイト・スピーチ、殺人虐殺にまで至るヘイト・クライムの史実が、日本のみでなく、イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ、オーストラリア各国の状況で提示されている。そして、問題解決のための法規制を構築する嘗が各国でおよび国際法基準の設定の形で進んできたのに対して、日本が著しく遅れていることが明示されている。国際人権諸条約への加盟状況のなかで人種差別条約制定 1964 年—日本加盟 1995 年という遅れ、加盟時には原則として国内法を整備せねばならぬに不備のまま、人種差別撤廃委員会への報告の不十分と受ける勧告の無視、こういった「日本政府の人種差別に対する特異な姿勢」（73 頁）国際「人権基準のほぼすべてが存在しないこと」（188 頁）を指摘するごとくである。

本書を読む前、私はヘイト・スピーチとして、東京=大久保や大阪=鶴橋などでの街宣デモのことしかイメージしていなかった。しかし国際的状況を踏まえた本書ではヘイト・スピーチの定義を「有形力を伴わない言動による暴力」（40 頁）とし、「差別扇動と意訳する方が適切」（ii 頁）と述べて、集団的暴言行為に限定していない。むしろ「公人によるヘイト・スピーチ」が「最も悪影響をもたらす」（vii 頁）、「民間のレイシストたち」「は権力者らの暴言をなぞっている」（33 頁）、「差別は民間人の問題」との主張は欺瞞的で「差別に対し最も責任があるのは政府」（170 頁）「排外主義デモをやっている人たち」「は政府の排外性を反映した日本社会の一部であり、その醜さを露骨に反映しているにすぎない」（217 頁）のに、安倍晋三、石原慎太郎、橋下徹など特定公人によるヘイト・スピーチが野放し状態であることを大きく問題視している。同感だ。

ヘイト・クライムの方は現行刑法をきちんと適用すれば（それも差別意識で汚れた権力者のもとでは困難であるが・・・）刑事犯として処罰できるが、ヘイト・スピーチとりわけ特定個人対象ではなくてマイノリティー集団全体への差別言辞暴力の規制はやはり特別立法で規制すべきだというのが著者の立場で、本書の政策提案の柱はそこに置かれている。特に「日本で表現の自由を根拠としてヘイト・スピーチ法規制に反対しているのは、政府だけでなく、憲法研究者の多数が慎重論の立場である」（136 頁）現状に照らして慎重丁寧な議論を第 4 章（法規制慎重論を考える）第 5 章（規制か表現の自由かではなく）で展開している。なお 1 ~3 章のタイトルは、（蔓延するヘイト・スピーチ）（ヘイト・スピーチとは何か）（法規制を選んだ社会）である。

さて著者は法規制慎重論を①権力が批判的言論を弾圧した歴史を踏まえるならば政府がある言論を不適切として規制することは危険②ヘイト・スピーチには内政外政への意見表明が含まれ政治的な論点での表現の自由は最も手厚く保護るべき③規制が表現の自由行使に過度の委縮効果をもたらす④特定個人ではなく集団に向けられたヘイト・スピーチは被害が希釈化されて軽い⑤啓蒙や教育で対応すべき⑥言論行為で鬱憤を晴らすことでより過激な犯罪行為を防ぐ⑦法規制ではなくて対抗言論で解決するのが民主主義⑧ヘイト・スピーチの原因是歴史的差別構造であり、植民地支配の歴史の清算、貧困疎外構造の解決が必要、と列挙したうえで、一つ一つ反論していく。実際に運動実践に関わる中でぶつかった異論への反論な

のであろう、私にはほぼすべて納得的であった。例えば「排外主義デモに対抗する抗議活動などの直接行動は、将来にわたり差別撤廃を推進する重要な取り組みの一つ」としながら、「デモが合法である限り」「ヘイト・スピーチが差別であり違法である明確な法的基準が無い現状では」警察権力が現にそうしているように抗議者側を恣意的に逮捕し処罰しようとする濫用が行われるといった限界を指摘する議論展開がそうである。

とはいえ著者は5章標題にも現されているように刑事罰規制原理主義的立場ではなく、柔軟な現実主義的政策をいくつか示している。それは、九つの国際人権条約に設けられている個人通報制度を一切受け入れていない日本（OECD34カ国中2カ国の一）にそれが受け入れられ、個人の通報→当該条約委員会の条約違反認定が行われることになれば、国際条約を殆ど無視してきていた日本の裁判所への影響大との指摘や、「差別禁止法はできる限り早く民事規制法として出発させることが現実的」（202頁）「人種差別禁止法の中にヘイト・スピーチの民事規制条項を入れ、国内人権機関による運用を図ることから出発することが現実的」（212頁）といった提言などである。（本誌読者投稿：神奈川県海老名市在住）